## 新図書館西敷地利活用事業公募型プロポーザル審査要領

新図書館西敷地利活用事業公募型プロポーザルの審査に関する事項を次のとおり定める。

#### 1 提案審査に関する事項

## (1) 審査体制

最優秀提案者の選定を厳正かつ公平に行うため、別途定める「新図書館西敷地利活用事業プロポーザル選定委員会の設置に関する要綱」に基づき、選定委員会を設置する。

### (2) 審査の項目及び配点

別紙「事業者審査基準」のとおり

## (3) 審査方法

本提案の審査は、次のとおり二段階方式で実施する。

## ア 第一次審査 (参加資格の確認)

市は、事業応募者について、新図書館西敷地利活用事業公募型プロポーザル募集要領 (以下「募集要領」という。)「3事業応募者の資格要件」(5ページ)を確認及び審査を 行い、第一次審査通過者を決定する。

第一次審査終了後,事業応募者に審査結果を通知するとともに,第一次審査通過者に対して募集要領「2第二次審査書類(事業提案内容の審査)」(11ページ)の提出を要請する。

### イ 第二次審査(事業提案内容の審査)

選定委員会は,第一次審査通過者に対し,次のとおりプレゼンテーション及びヒヤリングを行う。

ヒヤリング終了後,別紙「事業者審査基準」に基づき,審査をし,各選定委員の採点した得点の合計により行う。

- (ア)実施予定日 平成30年1月上旬
- (イ)実施場所 未定
- (ウ)実施方法及び留意事項
  - プレゼンテーション及びヒヤリングの順番は事業提案書の提出順とし、開催日時、 実施場所及び開始時刻については別途対象者に通知する。
  - プレゼンテーションは、1 者につき 15 分以内とし、提出した事業提案書に沿って 説明する。ヒヤリングは 15 分以内を予定する。
  - 追加資料の持込みは禁止する。
  - 説明資料,パソコン等の準備は,前者のヒヤリング終了後の調整時間である 10 分 以内に行うこと。
  - プロジェクターを使用する場合はその旨,事前に連絡すること。プロジェクターは 事務局で用意する。なお,パソコンについては各者で持参すること。

## 2 最優秀提案者及び優秀提案者の選定

選定委員会は、審査の結果に基づき、第二次審査出席者の中から、総合評価点が最高位の事業者を 最優秀提案者とし、総合評価点が最優秀提案者の次に高い事業者を優秀提案者として選定する。

ただし、最低基準点 360 点以上の者を選定の対象とする。したがって、最低基準点以上の者がいなければ、最優秀提案者及び優秀提案者を選定しない。

また、最上位の事業者が複数いる場合は、再審査により最優秀提案者と優秀提案者を選定する。再審査は、導入機能(必須項目)の得点に新図書館西敷地利活用検討委員会における検討結果の評価点に応じて加点する。再審査においても最上位の事業者が複数いる場合については、選定委員会で協議の上、委員長が最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

## 3 審査結果報告

選定委員会では、審査結果を市へ報告するものとする。

### 4 優先交渉権者及び次順位交渉権者の決定

市は、選定委員会の審査結果を基にして、優先交渉権者及び次順位交渉権者を決定する。その後、事業実施に向けた協議を行う。

## 5 選定結果の通知

書面により第二次審査出席者全員に通知する。

#### 6 選定されなかった理由の説明

選定されなかった者は通知をした日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に,次に定めるところにより選定されなかった理由について説明を求めることができる。

- (1) 提出様式 任意様式 (ただしA4 縦型とする。)
- (2) 提出方法 電子メールで行うこととし、事前に送信する旨、電話連絡すること。
- (3) 提出場所 高知市商工振興課 kc-151705@city.kochi.lg.jp

### 7 選定されなかった理由の説明に対する回答

回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に書面により行う。

#### 8 その他

- (1) 選定委員会で審査のために配布した資料は、審査終了後、全て回収する。
- (2) 本審査要領に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会と市が協議して決定する。

# 事業者審査基準

審査項目		審査の視点	配点
(基本方針1) 中心市街地の活性化に	コンセプト	・本事業の目的を十分に理解しているとともに、本事業の基本方針に合致した 提案となっているか。	5 点
	事業効果	<ul> <li>・誰もが街なかで暮らしてみたいと思えるような魅力的な提案となっているか。</li> <li>・街なかの魅力を向上させて、誰もが快適に楽しく回遊し、街なかに長い間いたくなる提案となっているか。</li> <li>・雇用の創出など中心市街地の活性化に資する提案となっているか。</li> </ul>	15 点
民間活力の活用(基本方針2)	事業内容	<ul> <li>西敷地の立地特性にふさわしい、魅力ある提案となっているか。</li> <li>事業の収支計画や資金計画が明確であり、事業の確実性、安定性のある提案となっているか。</li> <li>本事業におけるリスクを適切にとらえたうえで、具体的方策が示された提案となっているか。</li> </ul>	25 点
	施設整備	<ul> <li>ユニバーサルデザインの考え方に沿った、多様な来街者に安全でやさしい工夫のある提案となっているか。</li> <li>周辺との景観や機能の調和がとれているか。</li> <li>環境への配慮が図られているか。</li> </ul>	15 点
	事業実績	・ 事業実績が優良かつ豊富で、安定的な実施体制を取ることができているか。	10 点
導入機能(基本方針3)	必須項目	・次の4つの機能の中から2つ以上の機能を導入し、整備されているか。 広場機能 家族で訪れて、こどもが安全に遊ぶことができる機能 観光客のリピーターを増やすことができる機能 日曜市やよさこい祭りを充実、発展させるための機能	50 点
	加点	・検討委員会からの検討結果報告における西敷地にふさわしい機能11項目のうち、上記4機能を除く機能を提案した場合、3点を上限として加点する。	3 点
選定委員一人当たりの合計			123 点

選定委員全員(5名)の加点前の合計点が360点に満たない場合は、選定の対象としない。

また、同点の場合は、導入機能(必須項目)の得点に検討結果の評価点に応じて加点をする。